

厚木市セーフシティ推進条例制定及び セーフシティあつぎ推進基本計画策定の基本方針

1 セーフコミュニティ枠組み変更の背景

厚木市は、平成 20 年の取組開始から 17 年間にわたり、世界保健機関（以下、WHO）が推奨するセーフコミュニティ（以下、SC）国際認証を基盤として、安心安全なまちづくりを推進してまいりました。

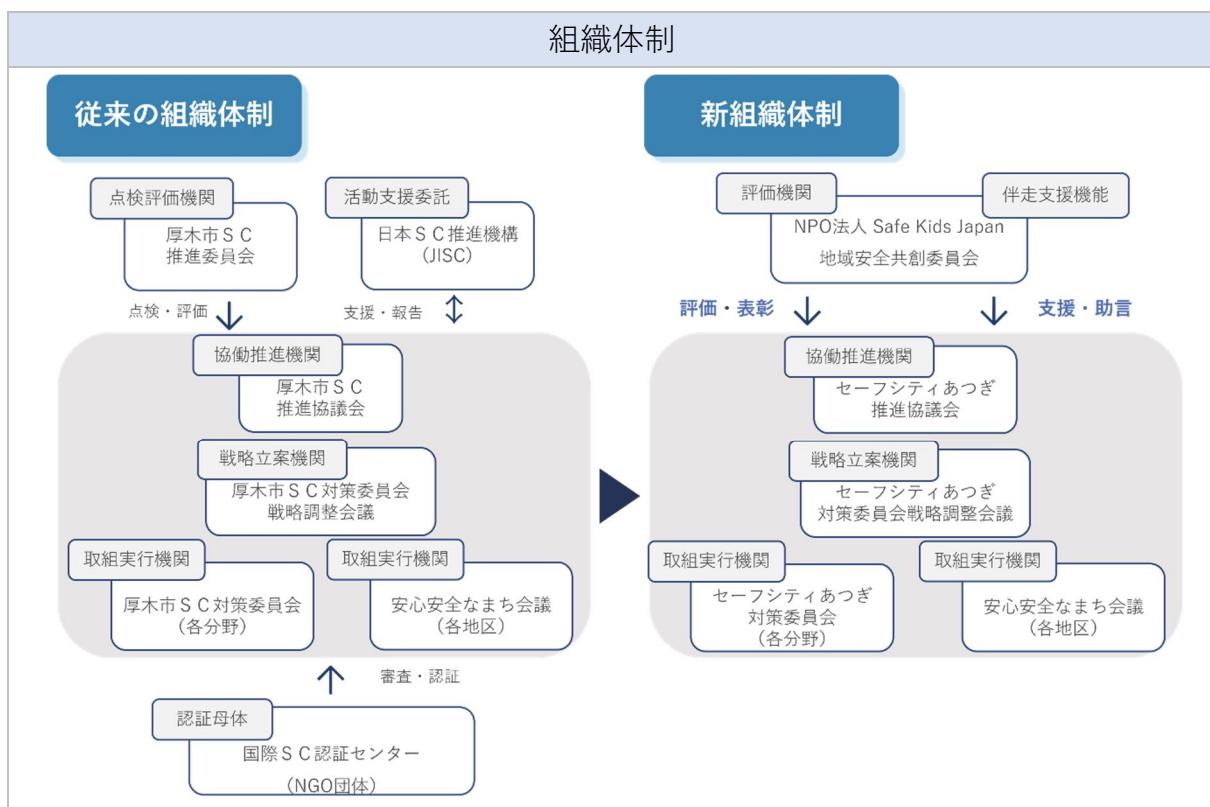
しかし、平成 27 年に WHO との協定による SC 協働センターが閉鎖され、新たに立ち上げられた NGO 団体「国際 SC 認証センター」が行っている SC 国際認証は、現在、WHO との関係を裏付けるものではありません。

このような状況の中、国内で SC 国際認証を継続する自治体は、ピーク時の 17 自治体から令和 7 年 8 月末時点で 10 自治体に減少しています。認証期間が満了した自治体の多くは SC 活動を従来の行政体制へと移行させていますが、本市では国際認証の取得は継続しないものの、客観的な評価体制に基づく活動を継続します。

そして、活動の幅をコミュニティからシティへと広げて「都市全体での安心安全なまちづくり」を目指すため、本市独自の地域性に合った活動名称として「セーフシティあつぎ」へ発展的に変更します。

2 新たな枠組み

	セーフコミュニティ（従来）	セーフシティあつぎ（新）
名称	セーフコミュニティ (Safe community)	セーフシティあつぎ (Safe City Atsugi)
条例	厚木市セーフコミュニティ推進条例	厚木市セーフシティ推進条例
計画	※国際認証の申請書類を計画として活用	セーフシティあつぎ推進基本計画
認証機関	NGO 団体 国際セーフコミュニティ認証センター	
評価機関	厚木市 セーフコミュニティ推進委員会 (条例に基づく点検評価)	NPO 法人 Safe Kids Japan 内 地域安全共創委員会 (取組に対する評価)



3 条例の廃止と制定方針

(1) 廃止・制定

基本的な理念、推進体制及び評価の仕組みを明確に定めることを目的として、新たに条例を制定します。

なお、現行の厚木市セーフコミュニティ推進条例については改正部分が多いため、同条例を廃止して、新条例を制定します。

(2) 新条例の方針

ア 現行条例の発展

現行条例で掲げる市民協働による活動を継承し、さらに、市民・行政に加え、関係団体・企業等との連携することにより、都市全体で安心安全なまちづくりを目指します。

イ 対象の拡大

時代の変化に伴う課題の複雑化・多様性に対応するため、従来の事故・けがだけでなく、交通安全・治安向上・防災といった地域の安心安全に関わる課題を網羅します。

ウ 推進手法の強調

科学的検証に基づいた活動を条例に位置づけることにより、有用な取組

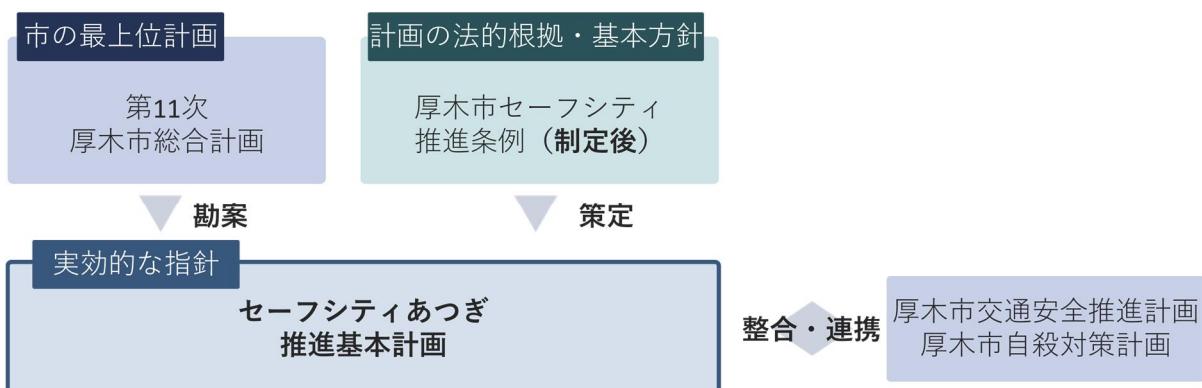
の推進を確立します。

エ 評価体制の変更

従来は、条例の点検評価機関として「セーフコミュニティ推進委員会」を設置していましたが、外部専門家で構成される機関から取組を評価する形式に変更するため、同委員会は解消いたします。

4 計画の策定方針

(1) 位置づけ



セーフシティあつぎ推進基本計画は、厚木市におけるセーフシティ推進の基本的な方向性を示す指針とし、第11次総合計画の個別計画として位置付けます。

また、本計画は、厚木市交通安全推進計画や厚木市自殺対策計画(第2期)等、SCの理念を取り入れている関連個別計画と密接に連携します。

(2) 目的

「セーフシティあつぎ」を推進するに当たり、条例をより実効性のあるものとするため、セーフシティあつぎ推進基本計画を策定します。

(3) 計画期間

計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。本計画に基づき策定される実施計画は、社会情勢や取組の効果検証に応じて適宜見直します。

(4) 策定に当たって考慮すべき視点

本計画は、従来築き上げてきたSCの成果と課題を踏まえて策定します。また、都市全体での安心安全なまちづくりを推進し、市民一人一人が安心安全に暮らすことができるまちの実現を目指すため、新条例の方針に掲げるもののほか、次の視点を踏まえて策定します。

ア 有用性の確認と実行

実施した取組の有用性を継続的に検証し、その結果を施策及び取組の改善に活かすことで、PDCA サイクルを確立し、市民の安心安全に資するより良い取組へと発展させていきます。

イ 技術等を活用した取組

安全を推進する企業や団体と連携し、新たな技術や仕組みを積極的に活用して取組を展開します。技術の導入と工夫により、効果的かつ効率的な施策実施を目指します。

ウ 取組の情報発信

効果的な取組や成功事例を積極的に発信・共有し、市民や関係者、他自治体とも相互に学び合えるよう努めます。知識や情報を社会全体で活用できる環境づくりを促進します。

エ 重点課題に対するアプローチ

市民協働により課題を解決するため重点課題ごとに対策委員会を設置し、対策委員会戦略調整会議と連携して取り組むべき課題を決定します。各対策委員会が優先的に取り組む課題とアプローチは次のとおりです。

(ア) けが予防等

こどもの一般負傷から高齢者の転倒まで、幅広い年齢層のけが等を課題と捉え、特に自宅での受傷が多い状況を踏まえ、受傷を防ぐ生活環境の改善による予防的かつ複合的なアプローチを重視します。

(イ) 交通安全

自転車事故とヘルメット未着用を課題と捉え、ヘルメット着用を含めた自転車利用者への交通ルール遵守やマナー向上による行動変容的なアプローチを重視します。

(ウ) 治安向上

特殊詐欺等の被害に遭う不安を課題と捉え、高齢者も若者も誰もが被害に遭う可能性を前提に、世代間の対話を通じて地域全体の防犯意識と安心感を醸成し、意識向上的なアプローチを重視します。

(エ) 防災

防災・減災への準備や正しい防災知識が不十分であることを課題と捉え、市民一人一人が災害を自らの課題として受け止め、危機感を共有する意識向上的なアプローチを重視します。

(5) 策定体制

ア 附属機関

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

※市民参加手続において、審議会としての役割も担います。

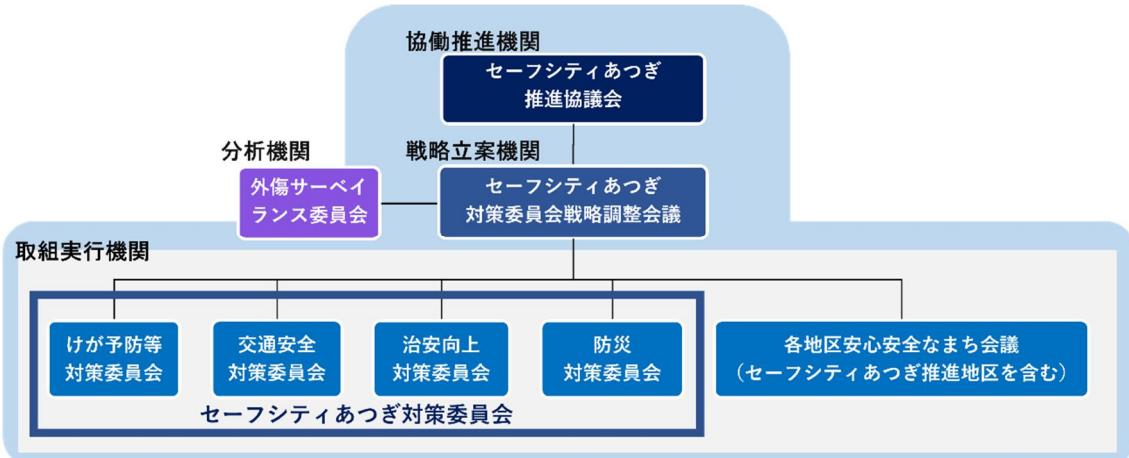
イ 市民参加手続

- (ア) 審議会等（厚木市セーフコミュニティ推進委員会）
- (イ) 意向調査（安全・健康・コミュニティに関する調査）
- (ウ) 意見交換会
- (エ) パブリックコメント

ウ その他

セーフコミュニティ推進協議会、セーフコミュニティ対策委員会戦略調整会議にて意見を聴取し、計画に反映します。

(6) 推進体制



ア セーフシティあつぎ推進協議会

安心安全な地域活動を推進する団体や行政機関等で構成。課題を分野や組織の枠を越えて分かち合い、各々の社会資源を活用し課題解決のための意見交換を行います。

イ セーフシティあつぎ対策委員会及びセーフシティあつぎ対策委員会戦略調整会議

対策委員会は、実行機関として、「けが予防等」「交通安全」「治安向上」「防災」の4分野に分かれ、活動団体や府内委員と共に具体的な取組を実施します。

戦略調整会議では、分析機関である外傷サーベイランス委員会と各対策委員会代表者等により課題や指標を設定し、取組を提案します。

ウ 各地区安心安全なまち会議

市内 15 地区に設置され、地域活動に参加する住民で構成。毎年各地区から推薦される「推進地区」では、セーフシティ活動を重点的に実施します。

(7) 評価体制

安心安全に関する取組をより効果的に、かつ、科学的根拠に基づき推進するため、外部有識者で構成される「地域安全共創委員会」が本市の取組について客観的評価を行います。評価は、対策委員会が行う取組のみならず、地域の活動や行政事業についても評価の対象とします。

● 評価機関 「地域安全共創委員会」

地域安全共創委員会は、子どもの事故やけがに関する調査・研究を行っている NPO 法人 Safe Kids Japan 内に新たに設立された、国内の事故やけが等の予防研究を行う専門家により組織されている評価機関であり、安心安全に関する活動について科学的検証に基づいた評価を行います。

5 条例制定及び計画策定スケジュール

年度	令和 7 年度												令和 8 年度												R 9
月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月				
条例 制 定				▶ 方針審議			● SC推進委員会			● 意見交換会	● SC推進委員会	▶ 骨子策定			● パブコメ実施	▶ 例規審査会		▶ 議会案件提出		▶ 条例施行					
計 画 策 定	● 意向 調査		■ SC戦略 調整会議	■ SC推進 協議会			■ SC戦略 調整会議							■ SC推進 協議会									▶ 計画開始		

※ SC…セーフコミュニティの略 ●市民参加手続 ▶府内・議会意思決定 ■ SC関連会議